

障害等級認定基準について
 (昭和50年9月30日付け基発第565号抜粋)

○ 頭部、顔面、頸部（上肢及び下肢の醜状を含む。）

(1) 醜状障害と障害等級

イ 醜状障害については、障害等級表上、次のごとく、外ぼうの醜状障害及び露出面の醜状障害について等級を定めている。

(イ) 外ぼうの醜状障害

女子の外ぼうに著しい醜状を残すもの	第7級の12
男子の外ぼうに著しい醜状を残すもの	第12級の13
女子の外ぼうに醜状を残すもの	第12級の14
男子の外ぼうに醜状を残すもの	第14級の10

(ロ) 露出面の醜状障害

上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 第14級の3

下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 第14級の4

ロ 外ぼう及び露出面以外の部分の醜状障害（以下「露出面以外の醜状障害」という。）については、障害等級表上定めがないので、労災則第14条第4項により、準用等級を定めること。

(2) 障害等級認定の基準

イ 外ぼうの醜状障害

(イ) 「外ぼう」とは、頭部、顔面部、頸部のごとく、上肢及び下肢以外の日常露出する部分をいう。

(ロ) 外ぼうにおける「著しい醜状を残すもの」とは、原則として、次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう。

a 頭部にあっては、てのひら大（指の部分は含まない。以下同じ。）以上の癍痕又は頭蓋骨の手のひら大以上の欠損

b 顔面部にあっては、鶏卵大面以上の癍痕、長さ5センチメートル以上の線状痕又は10円銅貨大以上の組織陥凹

c 頸部にあっては、てのひら大以上の癍痕

(ハ) 外ぼうにおける単なる「醜状」とは、原則として、次のいずれかに該当する場合で、人目につく程度以上のものをいう。

- a 頭部にあっては、鶏卵大面以上の癍痕又は頭蓋骨の鶏卵大面以上の欠損
- b 顔面部にあっては、10円銅貨大以上の癍痕又は長さ3センチメートル以上の線状痕
- c 頸部にあっては、鶏卵大面以上の癍痕

(二) 障害補償の対象となる外ぼうの醜状とは、人目につく程度以上のものでなければならぬから、癍痕、線状痕及び組織陥凹であって眉毛、頭髪等にかくれる部分については、醜状として取り扱わないこと。

例 眉毛の走行に一致して3.5センチメートルの縫合創痕があり、そのうち1.5センチメートルが眉毛にかくれている場合は、顔面に残った線状痕は2センチメートルとなるので、外ぼうの醜状には該当しない。

- (四) 顔面神経麻痺は、神経系統の機能の障害ではあるが、その結果として現われる「口のゆがみ」は単なる醜状として、また閉瞼不能は眼瞼の障害として取り扱うこと。
- (五) 頭蓋骨の手のひら大以上の欠損により、頭部の陥凹が認められる場合で、それによる脳の圧迫により神経症状が存する場合は、外ぼうの醜状障害に係る等級と神経障害に係る等級のうちいずれか上位の等級により認定すること。
- (六) 眼瞼、耳介及び鼻の欠損障害については、これらの欠損障害について定められている等級と外ぼうの醜状に係る等級のうち、いずれか上位の等級により認定すること。
なお、耳介及び鼻の欠損障害に係る醜状の取扱いは、次によること。
 - a 耳介軟骨部の $\frac{1}{2}$ 以上を欠損した場合は、「著しい醜状」とし、その一部を欠損した場合は、単なる「醜状」とする。
 - b 鼻軟骨部の全部又は大部分を欠損した場合は、「著しい醜状」とし、その一部又は鼻翼を欠損した場合は、単なる「醜状」とする。
- (七) 2個以上の癍痕又は線状痕が相隣接し、又は相まって1個の癍痕又は線状痕と同程度以上の醜状を呈する場合は、それらの面積、長さ等を合算して等級を認定すること。
- (八) 火傷治癒後の黒褐色変色又は色素脱失による白斑等であって、永久的に残

ると認められ、かつ、人目につく程度以上のものは、単なる「醜状」として取り扱うこと。この場合、その範囲は、当然前記(イ)に該当するものであること。

ロ 露出面の醜状障害

- (イ) 上肢又は下肢の「露出面」とは、上肢にあっては、ひじ関節以下(手部を含む。)、下肢にあっては、ひざ関節以下(足背部を含む。)をいう。
- (ロ) 「2個以上の癍痕又は線状痕」及び「火傷治ゆ後の黒褐色変色又は色素脱失による白斑等」に係る取扱いについては、外ぼうにおける場合と同様である。

(3) 併合、準用、加重、その他

イ 併 合

次に掲げる場合においては、労災則第14条第2項及び第3項により併合して等級を認定すること。

- (イ) 外ぼうの醜状障害と露出面の醜状障害が存する場合
- (ロ) 外ぼうの醜状障害と露出面以外の醜状障害が存する場合

〔例 頭部に第12級の3、背部に第12級相当の醜状障害が存する場合は、これらを併合して、第11級に認定する。〕

- (ハ) 上肢の露出面の醜状障害と下肢の露出面の醜状障害が存する場合
- (ニ) 外傷、火傷等のための眼球亡失により、眼部周囲及び顔面の組織陥凹、癍痕等を生じた場合は、眼球亡失に係る等級と癍痕等の醜状障害に係る等級を併合して、等級を認定すること。

〔例 男子で1眼及び眉毛を亡失し(第8級の1)、その周囲の組織陥凹が著しい(第12級の13)場合は、これらを併合して第7級とする。〕

ロ 準 用

次に掲げる場合においては、労災則第14条第4項により、準用して等級を認定すること。

- (イ) 男子のほとんど顔面全域にわたる癍痕で人に嫌悪の感をいだかせる程度のものについては、第7級の12を準用する。
- (ロ) 露出面以外の醜状障害については、次により準用等級を定めること。

- a 上腕又は大腿にあっては、ほとんどその全域、胸部又は腹部にあっては、それぞれ各部の $\frac{1}{2}$ 程度、背部及び臀部にあっては、その全面積の $\frac{1}{4}$ 程度をこえるものは、単なる「醜状」として、第14級とする。
- b 両上腕のほとんど全域、両大腿のほとんど全域、胸部又は腹部にあっては、その全面積の $\frac{1}{2}$ 程度をこえるものは、「著しい醜状」として第12級とする。

ハ 加 重

次に掲げる場合においては、労災則第14条第5項により、加重として取り扱うこと。

(イ) 既に、外ほうに醜状障害が存していた者が、その程度を加重した場合

(ロ) 既に、上肢又は下肢の露出面に醜状障害が存していた者が、その程度を加重した場合

(ハ) 既に、露出面以外の醜状障害が存していた者が、その程度を加重した場合

ニ その他

上肢又は下肢の露出面の醜状障害と露出面以外の醜状障害が存する場合若しくは2以上の露出面以外の醜状障害が存する場合（たとえば胸部全域と上腕全域にわたる瘢痕）については、おのおの該当する等級のうち、いずれか上位の等級により認定すること。